

令和6年度栃木県医療機関等物価高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 県の交付する栃木県医療機関等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）については、栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(支援の目的)

第2条 この支援金は、物価高騰の影響による光熱費、食料費及び車両燃料費の負担増に対する軽減を図ることを目的とする。

(支援対象)

第3条 この支援金は、栃木県内において開設している保険医療機関（病院、有床診療所、無床診療所及び歯科診療所）、助産所（出張専門を除く。）、訪問看護ステーション、療養費の発生する施術を行っている施術所（あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師及び柔道整復師が開設している施術所に限る。また、出張専門を除く。）、歯科技工所及び登録衛生検査所（以下「医療機関等」という。）の開設者で、令和6（2024）年4月1日から令和7（2025）年3月31日までの間継続して開設していたものを交付の相手方とする。ただし、公立の医療機関等については、一般会計により運営されているものを除くものとする。

(支援対象経費等)

第4条 この支援金の対象経費等は、次の表1のとおりとする。

(表1)

対象施設	支援対象経費	補助額	
許可病床のある医療機関等	光熱費	三次救急医療機関	35千円/床
		病院群輪番制病院 （三次救急医療機関を除く）	25千円/床
		上記以外の病院・有床診療所	17千円/床
	食料費	上記の医療機関	5.5千円/床
許可病床のない医療機関等	光熱費	無床診療所・歯科診療所・助産所	67千円/施設
		訪問看護ステーション・施術所・歯科技工所・登録衛生検査所	33千円/施設

在宅療養支援病院・在宅療養支援診療所・在宅療養支援歯科診療所・訪問看護ステーション	車両燃料費	在宅療養支援病院・在宅療養支援診療所	7千円/台 (最大3台)
		在宅療養支援歯科診療所	7千円/台 (最大2台)
		訪問看護ステーション	7千円/台 (最大6台)

(交付の申請等)

第5条 支援金の交付を受けようとする医療機関等は、申請書に次に掲げる書類を添付し申請するものとする。

- (1) 支援金の振込先口座の通帳の写し
- (2) その他知事が必要と認める書類

2 前項に規定する申請は、電子申請又は郵送により行うものとする。

(支援金の交付審査)

第6条 知事は、医療機関等から前条第1項の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、必要に応じて関係書類の不備の是正等を指示するものとする。

(支援金の交付決定)

第7条 知事は、前条の結果、支給又は不支給の決定を行うものとする。

(支援金の支給)

第8条 知事は、支援金の支給を決定した場合は、支給額を申請医療機関等に別添様式1により通知するとともに、医療機関等が申請書に記載した支援金振込先口座に振り込むものとする。

(申請のみなし取下げ)

第9条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合において、確認及び是正に努めたにも関わらず、別途定める修正期限までに書類の補正が行われなかった場合において、その他医療機関等の責に帰すべき事由により支給ができなかったと認められるときには、支援金の申請が取り下げられたものとみなす。

- (1) 第6条の支給審査において、関係書類の不備等があったとき
- (2) 第7条の規定により支援金の支給決定後、申請書等の不備により振込不能となったとき

(調査)

第10条 知事は、支援金の支給について、必要と認める場合は、医療機関等関係者に対して書類の提出を求め、事情聴取等を行うことができる。

（支援金支給決定の取消し）

第11条 知事は、支援金の支給を受けた医療機関等が不正に支援金を受給したと認める場合は、第8条の規定により決定した支給を取り消すことができる。

2 知事は、前項に該当すると認めた場合は、不正受給と認めた日又は支援金の支給決定を取り消した日以後、医療機関等に支援金を支給しないものとする。

3 知事は、第1項の規定による取消を行った場合は、速やかにその決定の内容を該当事業者に通知するものとする。

（支援金の返還）

第12条 医療機関等は、前条第1項の規定により支援金を取り消された場合において、支援金を知事が定める期限までに返還しなければならない。

（関係書類の保管）

第13条 当該支援金の支給を受けた医療機関等は、申請に係る証拠書類を整理し、支援金の交付年度の翌年から起算して5年間保管しておかなければならない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7（2025）年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和8（2026）年3月31日限り、その効力を失う。